



【社長から～心にとめておきたい言葉】

過去と他人は変えられない。未来と自分は変えられる。

【まごころ通信】by小峰裕子

第15話 「出来ない」から始めてしまうと

仕事はいつも上手くいくとは限りません。それはもう、出来ない理由を探せばたくさんあります。時間がないに始まり、「なんとなく面倒」「今、忙しい」「重要な仕事がある」などなど自分自身の事情もあるでしょう。他人のせいなら「あの人(あの会社)がこうだからとかこうしなければ」とか、「これが決まり(法律)だからとか決まりがないから」とか、もっと言うと世の中のせいだと言う人もいます。簡単なものです。

例えば、した方がいい事とやりたい事が一致していて、しかも出来る事なら皆さんはすぐやりますよね。でも、それがやりたくない事だったり出来そうにない事だったりすると笑顔が消え、声は小さくなり、動きが鈍くなります。積極的に関わらないようにしているとも感じます。出来なくていい理由や、しなくていい理由を優先させているのかもしれない。

確かに、何もしなければ失敗しません。責任もなく、得るものもありませんが。問題を前にして「どうせやれっこない」とあきらめを正当化した時、人は成長する事をやめてしまうのだと思います。「出来ない」から始めてしまうと想像力が働かなくなるからです。どうすれば出来るようになるのか、自ら考えて考えて工夫して実行することにこそ、責任が生まれて成長につながるように思えるのです。

確かに私たちの時間は有限ですから、何でも引き受ける事は出来ません。しかし、やる気が出ない時や躊躇してしまう仕事を前にしたとき、少しでも自問自答してみませんか？そして気がついてほしいのです。「出来ない」から始めると、責任のない仕事しか回ってこなくなります。出来ない理由を分析して安心するような、気楽なポジションはさっさと誰かに譲ってしまいましょう！



■□■———3月の記録———□■□

【今月の自己申告ノルマ:達成】

今月は、酒匂さん藤原さん鶴さんが自己申告した売り上げ目標を達成しました。社長より業績給が支給されます。

【今月の売上トップ】

賃貸仲介手数料トップ鶴さん
売買仲介手数料トップ酒匂店長



【今月の管理受託物件】

ロワールマンション箱崎302号



【酒匂店長より】

ご依頼いただけることはうれしいものです。それは信頼が形になったものです。「私が責任を持って対応します」という気持ち大切です。

【3月の社内研修会】強制参加

3月12日(木) 16:00～17:30

社内研修会を開催しました。テーマは「相続の基礎の基礎 法務編」講師は小峰裕子さんです。



【小峰勇治さんが宅建協会東部支部幹事会に出席しました】

3月5日(木) 宅建協会無料相談所に執務しました。
3月24日(火) 宅建協会東部支部幹事会に監査として出席しました。

【小峰裕子さんがセミナーに参加しました】

3月1日(日) 福岡市NPO・ボランティアセンターあすみん協力による「ふらっとカフェ壱岐南」において相続の話をしました。テーマは「生命保険の入り方」でした。

3月18日(水) 代表を務める相続マインズ福岡主催の27年度税制改正セミナーに参加しました。講師は税理士で公認会計士の清田博之氏でした。

3月19日(木) ファイナンシャルプランナーの勉強会WAFP九州のリーダー会議に出席し、27年度のスケジュール取り決めを行いました。



不動産取得税について

不動産を購入した際の費用のひとつが「不動産取得税」。今回はこの「不動産取得税」について、居住用の住宅を購入したケースを中心に、ご説明していきます。



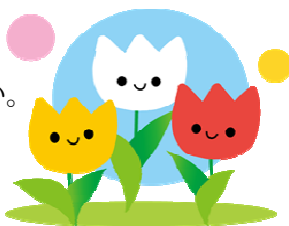
不動産取得があった時、購入した法人や個人に課す都道府県税となります。標準税率は固定資産税評価額に対して4%です。(特例として平成30年3月31日までの土地建物取得は3%課税)しかし不動産取得税というものはなにも購入だけではなく、増改築、交換や贈与など、いろいろな「不動産取得」の際にも課税されます。(例外として相続による取得などは非課税となります。)

また、取得に際して有償、無償かを問いません。つまり、不動産をタダで取得しても不動産取得税が課税され、その不動産の評価額が贈与税の基礎控除額を超えれば贈与税もかかります。贈与税で少し話しがそれますが、夫婦間で不動産(または金銭)を贈与する配偶者控除の制度(婚姻期間20年以上必要。評価額2000万まで贈与税の控除ができる特例)を活用しても、不動産取得税などは課税されますので注意が必要です。

実際には、購入して数ヶ月経過したころ、納付の請求書が届きます。ここで大事なことは「軽減措置」の適用を受けることです。軽減措置の適用があれば、築年数の浅い標準的な住宅であれば課税されない場合もあります。逆に、軽減措置がなければ数十万円になることもあります。

夢の不動産購入ですが、選んだ住宅に対して不動産取得税がいったいいくらになるのか、その軽減措置の内容をしっかりと把握しておきたいものです。軽減措置は築年数や広さによっても変わってきて複雑です。

ご検討の方は是非ご相談ください。



【4月のお誕生日】



4月9日 酒匂房信さん 4月11日 藤原秀章さん
4月12日 中島玲子さん 4月15日 小峰勇治さん

【特別社内研修】全員強制参加

4月9日(木)店舗営業は14:00で終了してください。
14:00～ コンプライアンス清掃
16:00～ 社内研修会 テーマは「相続の基礎の基礎 保険編」講師は小峰裕子さんです。
18:00～ 社長と飲む日

【月次報告会議】任意参加

4月7日(火)7:40～8:00
8:00～8:30は町内清掃を行います。

【素直塾】全員強制参加

4月28日(火)17:00～18:00
18:00～本会議(任意参加)

【月次営業会議・異見会】店長以上参加

4月14日(火)18:00～19:00

【早朝勉強会】任意参加

4月21日(火)8:30～9:50
テーマは「電話の応対」です。

【今月の社員】

2月3月と目まぐるしい繁忙期が終わると、あっという間に4月を迎えていますね。早い！でも4月が終わるとゴールデンウィークです。



ゴールデンウィーク中に開催される福岡の代表的なお祭りといえば、どんたくですね。5月3日から4日まで開催されて、今回は福岡市役所前やJR博多駅前広場など市内34カ所に設ける演舞台と合わせて509団体、3万7620人が参加されるようです。すごいですね！
ゴールデンウィークはどこに行っても人だらけ。それは百も承知ですが、不思議といつものはインドアな私も外出したくなります。皆さんも思い思いの休暇を過ごされる事と思いますが、気が早い私は友人と少し遠出を考えています。友人は大切にしないといけないですね。同じ時間を共有してくれる友人に感謝しています。